

令和7年8月28日(木)
14時～

第24回奈良県税制調査会資料①

■奈良県森林環境税について

奈良県総務部税務課



委員意見① 森林環境税の(都市部の)県民に対する受益の実感

【委員意見】

奈良県が、(森林環境税を)森林に使うことは都市部の人にも利益があると、率先して伝えるべき。(林座長)

使途が決まっている森林環境税は領収書が作りやすい。県民に、500円の内、アカデミーにこれくらい使った、森林教育にこれくらい使った、と領収書を出せば、そういう使途のために税金を払っていたと分かる。メールやショートメールで送ればよい。ホームページで公表していると言われても、認知は広がらない。(佐藤委員)

例えば、木材生産量の何%分ぐらいが使途事業で使われているかなどが示せたらよい。厳密にわからずとも、木材生産の向上に寄与していると示せば、県民にも伝わりやすいと思う。(下山委員)



県HPや県民だより等のこれまでの広報を継続するとともに、森林環境教育(小学生の副読本、教員の研修資料、イベントのガイドブック)等において、森林環境税の使途事業の成果を記載し、PRに取り組む。

また (都市部の)県民に対する受益の実感のため、新たな取組を検討。

⇒検討資料「森林環境税の(都市部の)県民に対する受益の実感」を追加



イベントガイドブック
副読本

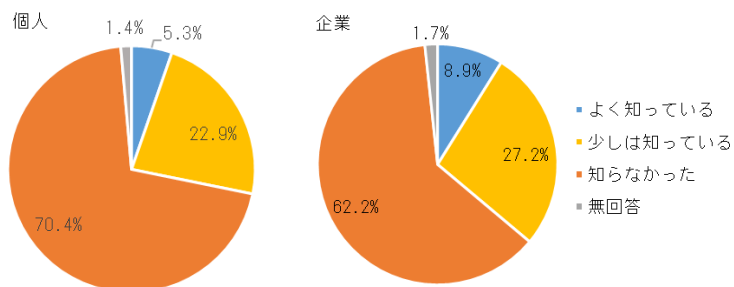
森林環境教育を受ける子どもたちの様子

委員意見① 森林環境税の(都市部の)県民に対する受益の実感

検討

・森林環境税の(都市部の)県民に対する受益の実感

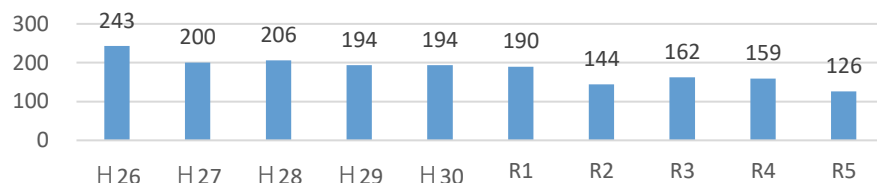
都市部の住民を対象とした施策が少なく、当税の認知度は約28%（個人）、約36%（法人）



都市部住民へ直接的に受益を感じられる施策が必要

住宅様式の変化や人口減少に伴う住宅着工戸数の減少などにより、木材需要量が減少傾向

県内の製材所等における国産木材の需要量推移 (千 m^3)



木材需要量を増加させる取り組みが必要

県産材使用にかかる助成制度について

住宅は外装材に、非住宅(店舗・事務所等)は

内装材に対象を拡大

【合わせて森林環境税をPR】

※新たに取り組むべきものとして、「県産材を使用した住宅等への支援」を求める声が多数を占めている。【奈良県森林環境税等意識調査の個人向け調査結果】

委員意見① 森林環境税の(都市部の)県民に対する受益の実感

＜森林環境保全の必要性＞

森林は、都市部の住民にも大切な4つの機能を有するため、その保全が必要です。

森林資源生産機能

- ・木材やきのこ、きれいな水を供給
- ・二酸化炭素を吸収し炭素を貯蔵



防災機能

- ・木の根が土砂や岩石などを固定して、土砂の崩壊を防止
- ・降雨を地下に蓄え、少しずつ流すことにより洪水を緩和



生物多様性保全機能

- ・多様な動植物の生育・生息の場の提供



レクリエーション機能

- ・景観の保全や教育・芸術の場の提供
- ・健康の維持・増進やレクリエーション活動の場の提供



[整備が不十分な森林]



日光が届かず、生物の生息の場やCO2吸収源の機能を果たさない



豪雨などの際に、崩壊が起こりやすい

＜森林環境の保全における「木の活用」の必要性＞

森林環境の保全には、「木を植え、育て、適切に伐り、活用する」という森林資源の循環が必要です。



奈良県森林環境税条例(抜粋)

(課税の趣旨)

第一条 県は、県土の保全、災害の防止、自然環境の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費の財源を確保し、ひいては林業労働者の雇用の確保等に資する。

⇒都市部の住民に受益を実感してもらう施策(県産材を使用した住宅や非住宅に助成)を展開し、合わせて森林環境税のPRを実施する。また、「木の活用」は、森林環境保全のために必要な取組である。

委員意見② 使途事業及び税収の見込み

【委員意見】

基金残高について、500円の税額が適当か議論するために必要。また、今後の人口減少に伴う減収も考え、基金を管理する必要があると思うが、見込みがあれば教えてほしい。(竹本委員)

奈良県の場合は、都市部も山に囲まれ森林と全く関係のない県民はいない。説明がつき、県民の理解が進むのであれば、使い道の充実もできると思う。税率維持という方向で議論等を進めていきたい。(林座長)



また、人口減少中での見通しは現時点ではないが、今後ご指摘を踏まえ計画等を作りたい。(森林環境課長コメント)

⇒検討資料「使途事業及び税収の見込み」を追加

検討

・使途事業及び税収の見込み

第5期(R8～R12)の使途事業(案)

区分		金額 (億円)	事業概要
新たな森林環境 管理制度経費	混交林誘導整備 (恒続林・自然林誘導)	7.0	混交林誘導整備事業(群状択伐、植栽、獣害対策、間伐等)、県有林でのモデル整備、更新木食害調査
	人材育成 (フォレスターアカデミー運営費)	6.5	フォレスターアカデミーの運営(授業・実習の実施、研修用林業機械のリース・保守等、スイス海外研修、学生募集等)
	県産材利用促進	2.0	県産材を使用した住宅・非住宅の利用者助成
継続事業経費	森林環境教育	1.6	副読本の小学生への配布、森林環境教育指導者養成、教員に対する森林環境教育研修
	生態系保全	2.3	森林被害状況把握、ツキノワグマ調査、ニホンジカ調査・対策
計		19.4	

■現行税率によるR8～12年度税収額(見込み)＝約20億円

○税率：個人 500円、法人 従前の均等割額の5%相当額

【県民アンケート結果】

今後も現行税率を負担することについて
個人約82%、企業約77%が「賛成」と回答

⇒第5期の使途事業を実施するため、同期間に収入を見込む森林環境税収を活用する。
(第4期末に基金残高がなくなる見込み(R7予算はそのように計上))

委員意見③ 次期の森林環境税について

【委員意見】

奈良県の森林に関する取り組みは他府県と異なるイメージ。中でもフォレスターアカデミーはかなり特徴がある。技術分野での人材不足は都道府県共通であり、フォレスターアカデミーの試みに森林環境税を使うことを高く評価する。人材を林業事業体や自治体に供給できており、次期以降も維持が重要。（上村委員）

奈良県の場合は、都市部も山に囲まれ森林と全く関係のない県民はいない。説明がつき、県民の理解が進むのであれば、使い道の充実もできると思う。税率維持という方向で議論等を進めていきたい。（林座長）

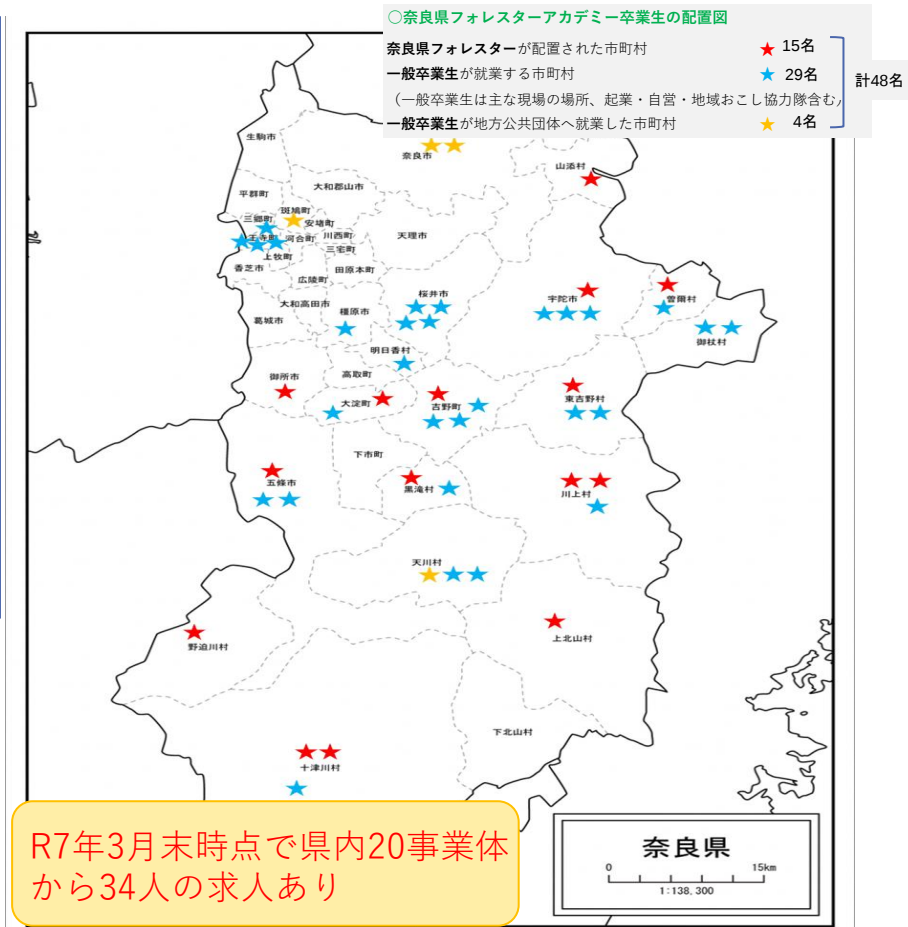
奈良県フォレスターアカデミーでの人材養成

フォレスターアカデミーで取得可能な資格・免許

- 【技能講習】
- ①玉掛け技能講習 ②小型移動式クレーン運転技能講習
- ③不整地運搬車運転技能講習
- ④車両系建設機械（整地・運搬・積込・掘削）運転技能講習
- ⑤フォークリフト運転技能講習
- 【特別教育】
- ⑥伐木等の業務に係る特別教育 ⑦機械集材装置運転業務特別教育
- ⑧車両系木材伐出機械（走行集材機械）運転業務特別教育
- ⑨車両系木材伐出機械（伐木等機械）運転業務特別教育
- ⑩車両系木材伐出機械（簡易架線集材装置等）運転業務特別教育
- 【安全衛生教育】
- ⑪刈払機作業安全衛生教育
- ⑫荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全衛生教育
- ⑬造林作業指揮者安全衛生教育
- 【免許・その他】
- ⑭林業架線作業主任者の講習修了資格 ⑮上級救命講習
- ⑯林業種苗生産事業者講習 ⑰狩猟免許（わな猟）
- ⑱地域林政アドバイザー（フォレスター学科のみ）
- ⑲奈良県森林環境管理士（フォレスター学科のみ）
- ⑲奈良県森林環境管理作業士（作業員学科のみ）
- 最大19資格



卒業生の県内での活躍の場所



- ・幅広いカリキュラムにより数多くの資格を在学時に取得可
- ・卒業生60名のうち県内で48名が就労（県外出身者32名）
- ・奈良県フォレスターと林業事業体等に就職した一般卒業生が連携して地域の森林環境管理に取り組む

奈良県フォレスターアカデミーでの人材養成は順調に進んでおり
今後も森林林業を担う人材養成の継続が必要

目 次

1. 奈良県森林環境税導入の経緯	9
2. 奈良県森林環境税及び使途事業	10
3. 奈良県森林環境税使途事業の実績	11
4. 新たな森林環境管理制度の導入推進	12
5. 奈良県フォレスターアカデミーでの人材養成	13
6. 木材生産量の減少	14
7. 事業継続の必要性	15
参考資料	16

1. 奈良県森林環境税導入の経緯

県では、平成18年度より、「奈良県の豊かな森林を貴重な県民全体の環境資源として、将来に引き継ぐ」ことを目的として、県独自に奈良県森林環境税を導入

奈良県森林環境税条例（抜粋）

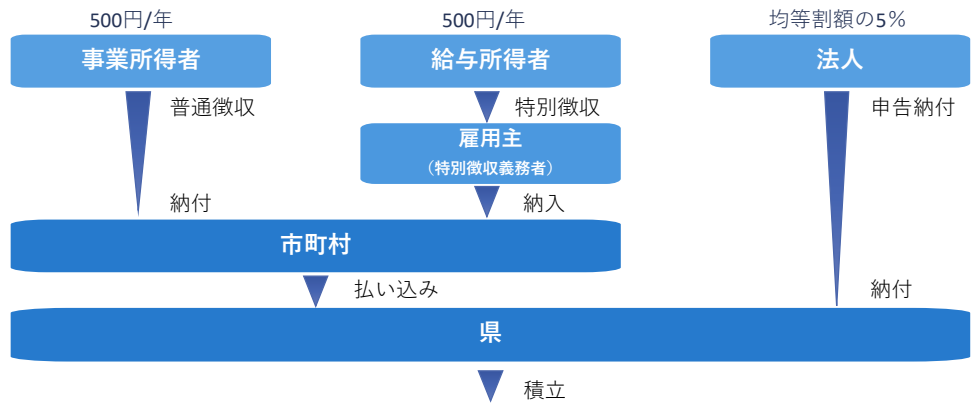
（課税の趣旨）

第一条 県は、県土の保全、災害の防止、自然環境の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性をかんがみ、**県民の理解と協力の下に、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費の財源を確保し**、ひいては林業労働者の雇用の確保等に資するため、奈良県税条例に定める県民税の均等割の税率の特例として森林環境税を課する。



【課税のしくみ】

- 課税方法：「県民税均等割」に上乗せする方法
- 税率：個人：年額500円
法人：森林環境税課税前の均等割額の5%相当額



奈良県森林環境保全基金

3億7千万円/年

森林をすべての県民で守り育てるという意識の醸成と、森林環境の保全に関する施策



施業放置林の解消



森林環境教育の推進



森林生態系の保全

2. 奈良県森林環境税及び使途事業

平成18年度の奈良県森林環境税導入以来、5年ごとに使途の検討・見直しを行いながら、施業放置林の整備、里山整備の推進、森林環境教育の推進等を実施

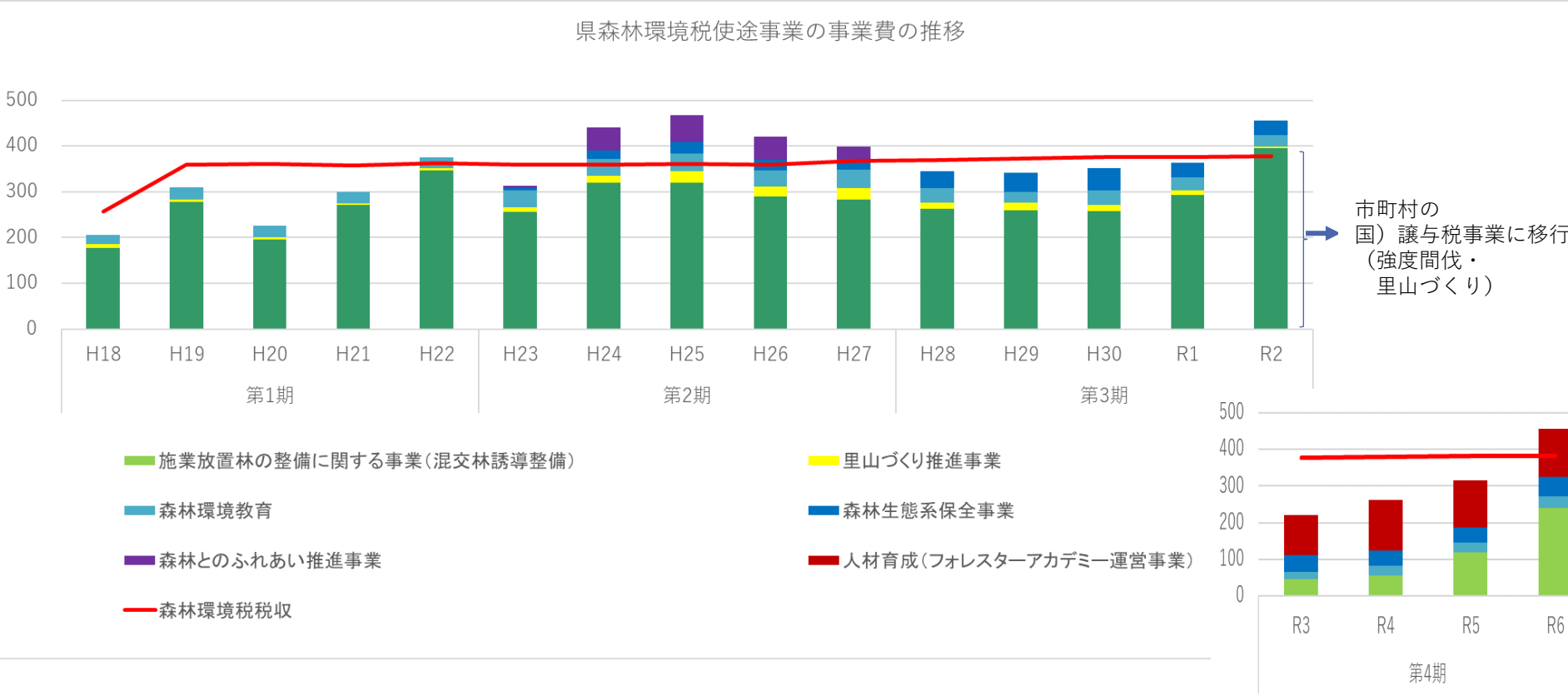
- (1) 令和元年度からは、国) 森林環境譲与税が市町村に譲与されることを受けて、第3期まで実施していた強度間伐・里山整備については市町村が国) 譲与税で実施することとして整理。また、森林環境教育・森林生態系の保全についても、県税においては広域事業のみを実施することとして整理した。
- (2) 第4期からは、奈良県の「新たな森林環境管理制度」の導入を受けて、混交林誘導整備、フォレスターアカデミーにおける人材養成を新たな使途事業として導入。



3. 奈良県森林環境税使途事業の実績

平成18年度に導入してから令和6年度までの使途事業の実績は以下のとおり

施業放置林整備（第1期～）	4,610百万円	里山づくり推進事業（第1期～第3期）	184百万円
森林環境教育推進事業（第1期～）	552百万円	森林生態系保全事業（第2期～	470百万円
森林とのふれあい推進事業（第2期）	191百万円	人材育成（フォレスターアカデミー運営）（第4期～）	504百万円



4. 新たな森林環境管理制度の導入推進

- ・ 奈良県では、令和2年度に「奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例」を制定
- ・ スイスの森林環境管理制度を参考に、新たな森林環境管理制度の導入を推進している

1) 森林の4機能を選定

重視する森林の機能を①森林資源生産、②防災、③生物多様保全、④レクリエーションの4機能に選定

2) 森林の4区分を設定

森林の機能を最大限に発揮させるため、県内の森林を①恒続林、②適正人工林、③自然林、④天然林にゾーニングして、必要な施策を推進

3) フォレスターアカデミーを開校

森林環境管理を実践する人材を養成する奈良県フォレスターアカデミーを開校

4) 奈良県フォレスターを市町村に配置

フォレスターアカデミー（フォレスター学科）を卒業した県職員を「奈良県フォレスター」として任命し、市町村に配置

①恒続林（道路・集落近傍）

環境保全を主目的に、木材生産にも資するよう、地域特性に応じた種類の樹木が異なる樹齢・高さの状態となる森林に誘導する。

発揮される
森林機能の
イメージ▼



②適正人工林（恒続林より奥山）

適正に管理されているスギ、ヒノキ等の人工林とするための施策を促進する。

発揮される
森林機能の
イメージ▼



③自然林（適正人工林より奥山）

スギ、ヒノキ等の人工林を地域特性に応じた種類の樹木が混交する森林に誘導することにより、自然の遷移による環境保全を図る。

発揮される
森林機能の
イメージ▼



④天然林

地域の原植生の森林を維持。



5. 奈良県フォレスターアカデミーでの人材養成

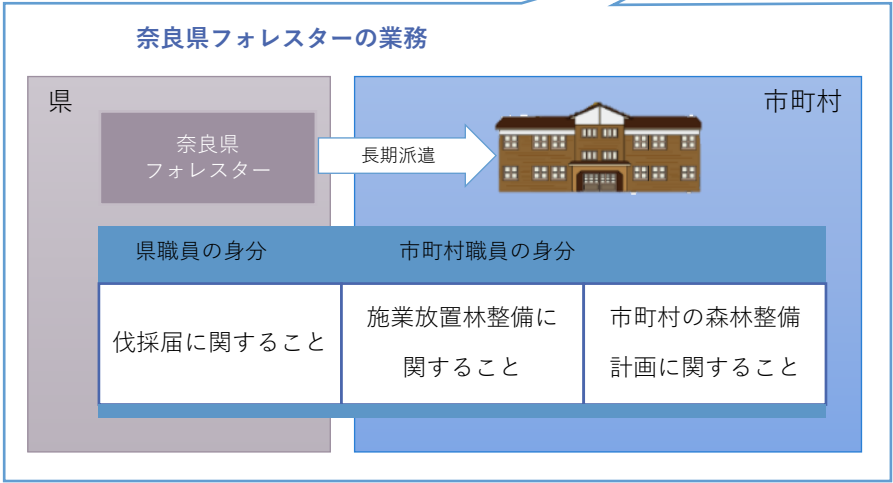
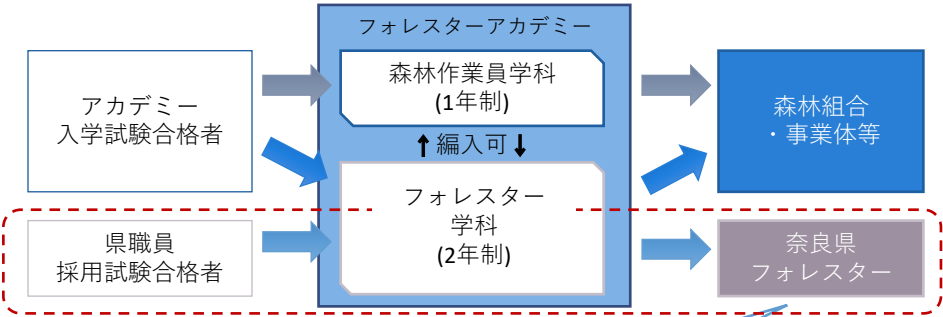
- 令和3年4月に奈良県フォレスターアカデミーを開校
- 毎年数名の奈良県フォレスターと15名程度の林業従事者を養成していくことが可能
- 今後、卒業生の受入先となり、地域の森林整備を担う林業事業体の育成確保が必要

1) 林業従事者の養成

- 令和3～6年度に一般学生45名が卒業
- うち22名は県内林業事業体等へ、11名は県内地方公共団体等に就職

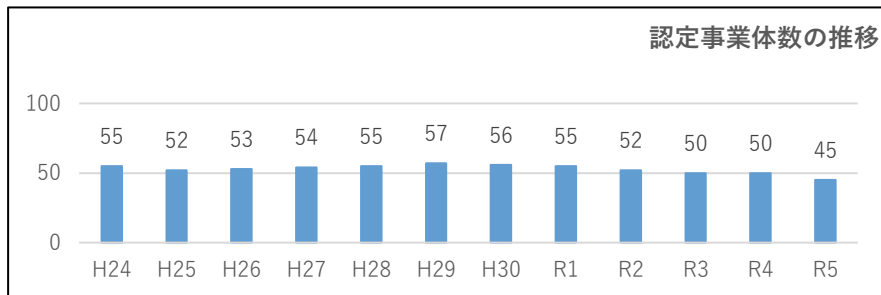
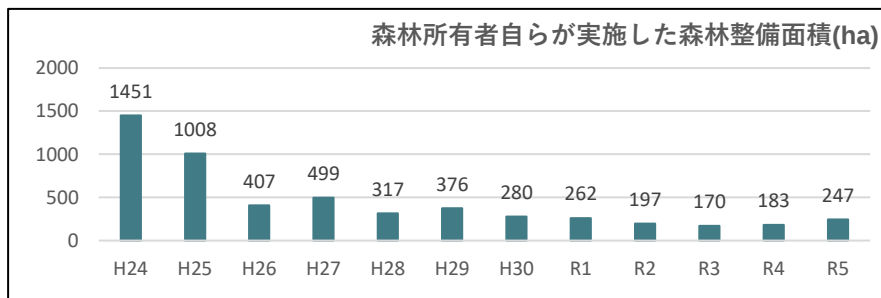
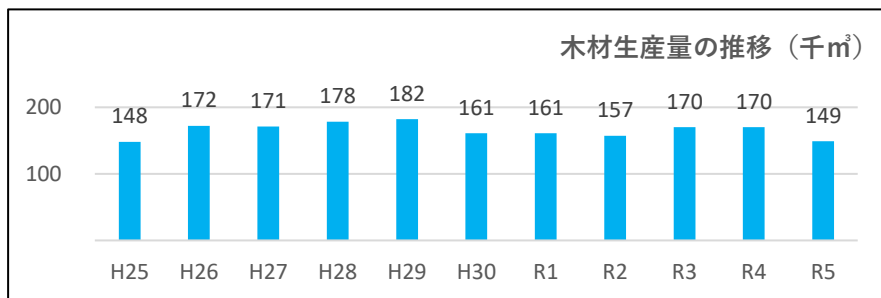
2) 奈良県フォレスターの派遣

- 令和5年度：7市町村7名、令和6年度：2市村2名、令和7年度：6名、合計13市町村15名を派遣
- 令和8年度：5名、令和9年度2名を派遣予定



6. 木材生産量の減少

- 木材生産量が減少傾向であり、令和5年度の木材生産量は149千 m^3
- 山村地域の過疎化・高齢化により、自ら森林施業を実施できる森林所有者が減少していること、森林所有者から委託を受けて効率的な施業が実施できる林業事業体が減少していることが大きな要因
- 施業放置林の解消には、森林整備を担う「地域の中核となる林業事業体」の育成確保が重要



木材生産量は減少傾向（R5年度：149千 m^3 ）

- 山村地域の過疎化・高齢化の進行により、自ら森林施業を実施できる森林所有者が減少
- 森林所有者から委託を受けて効率的な施業が実施できる林業事業体が減少

地域の中核となる林業事業体の育成確保が重要

「地域の中核となる林業事業体」のイメージ

- 正規職員を一定数雇用
- 給与や福利厚生が都市部の一般中小企業と同程度
- 森林所有者に働きかけて森林経営計画の策定や、高性能林業機械等を活用した効率的な森林整備、森林所有者への利益還元等が実施できる事業体

認定事業体：「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、雇用管理の改善や事業の合理化等の計画を知事に認定された林業を営む事業主
森林経営計画：「森林法」に基づき、森林所有者または森林の経営の委託を受けた者が森林の施業や保護等について策定する5年を1期とする計画

7. 事業継続の必要性

事業継続の必要性

- 施業放置林は令和5年度末で65,552haと推計されており、混交林誘導整備事業の継続実施が必要
- 奈良県フォレスターアカデミーでの人材養成は順調に進んでおり、今後も森林林業を担う人材養成の継続が必要
- 森林環境教育、森林生態系保全の取組と合わせ、第4期森林環境税の期間に実施してきた取組の継続が必要

新たな視点

- (1) 施業放置林の発生を防ぐため、経済活動の一環として効率的な森林整備を実施できる「地域の中核となる林業事業体」の成長促進



他財源で対策実施

- (2) 県産材利用拡大のため、都市部の住民への森林の公益的機能の更なる理解を促進

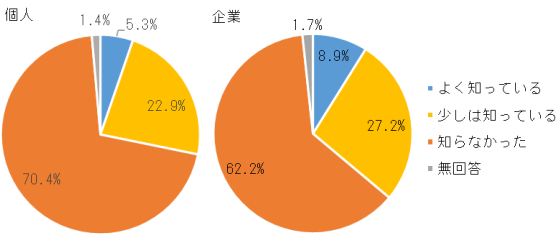


森林環境税で対策実施

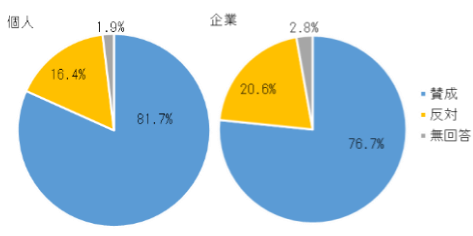
参考：奈良県森林環境税に関する県民アンケート結果①

- 県民及び県内企業の森林環境税に対する認知度や理解度、及び取組に対する意見等を把握するために、郵送による無記名アンケートを実施。
- ◆ 調査期間：R6年11月18日（月）～12月2日（月）
 - ◆ 有効回収数：個人向け：1,901件/4,121件（46.1%） 企業向け：180件/450件（40.0%）
- ① 森林環境税の認知度は、個人は約28%、企業は約36%と依然認知度は低く、制度・取組の普及啓発が課題（前回よりは改善）
- ② 第4期報告書※の取組については、個人は約75%、企業は約77%が「必要だと思う」と回答 ※アンケートに同封（前回より全体的に少々低下）
- ③ 今後も森林環境税の現行税率を負担することについては、個人は約82%、企業が約77%が「賛成」と回答（企業が前回より少々低下）
- ④ 森林環境税の見直し期間については、個人は約57%、企業は50%が「現行と同じく5年でよい」が最も多い
- ⑤ 森林に期待する役割では、個人・企業とも「水源涵養」「山地災害防止」「地球温暖化防止」「生物多様性保全」が上位

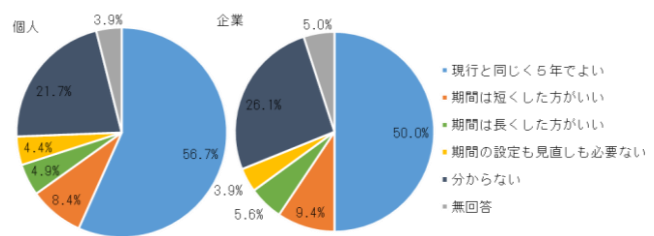
① 森林環境税の認知度：認知度は低い



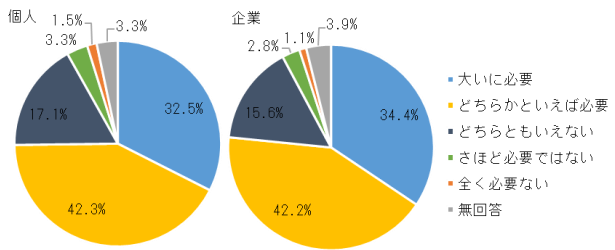
③ 継続負担の賛否：8割以上が「賛成」



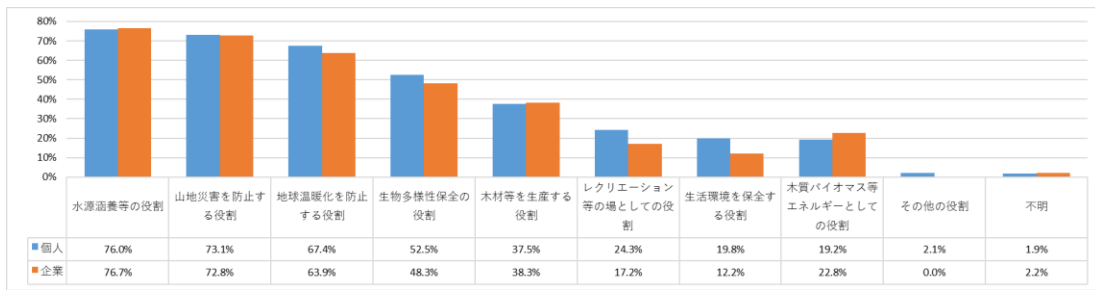
④ 見直し期間について：約 6 割が「5年でよい」



② 取組の必要性：約8割が「必要」



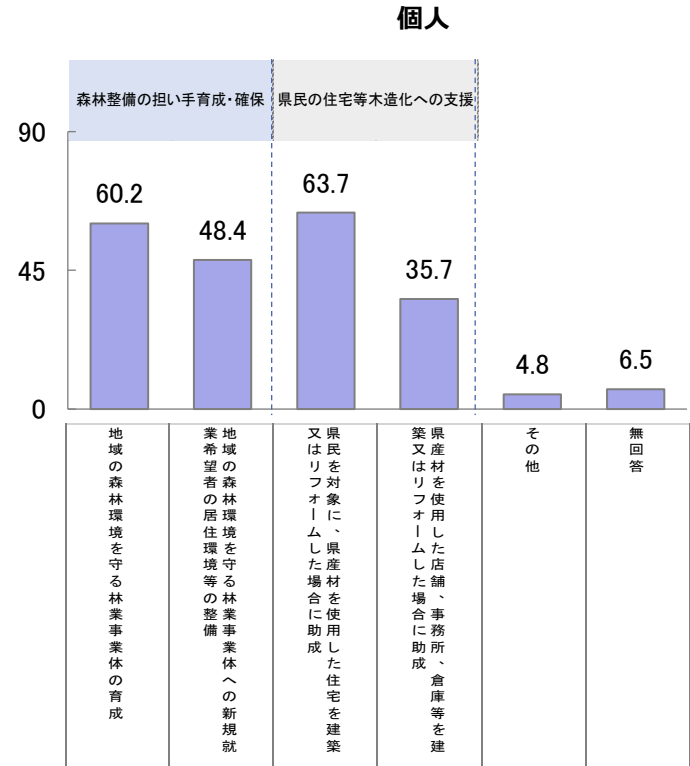
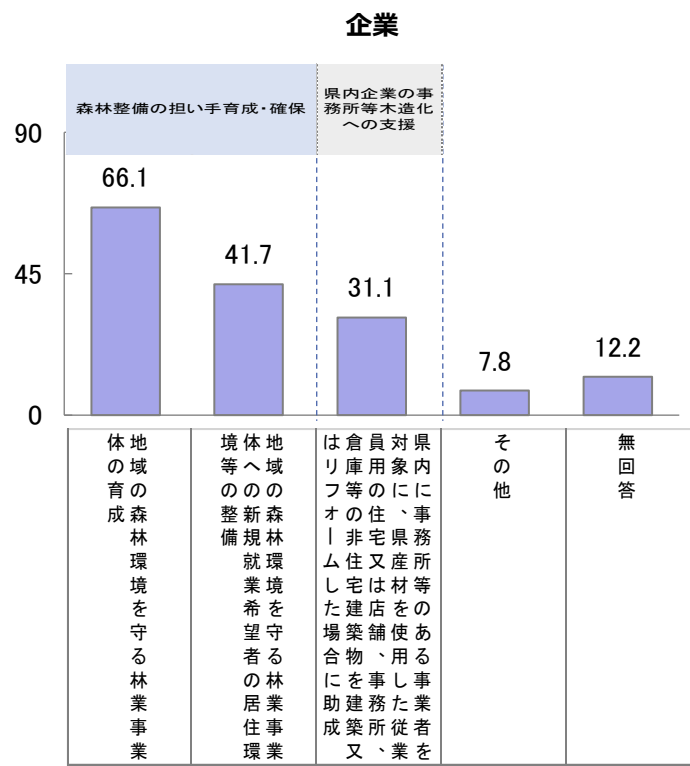
⑤ 森林に期待する役割



参考：奈良県森林環境税に関する県民アンケート結果②

◆今後森林環境税を利用して新たに取り組むべきと考えているもの

- ⑥企業、個人ともに森林整備の担い手育成・確保に取り組むべきと考えている割合が高い。
- ⑦企業に比べ、個人では県民の住宅等の木造化支援にも取り組むべきと考えている人が多い。

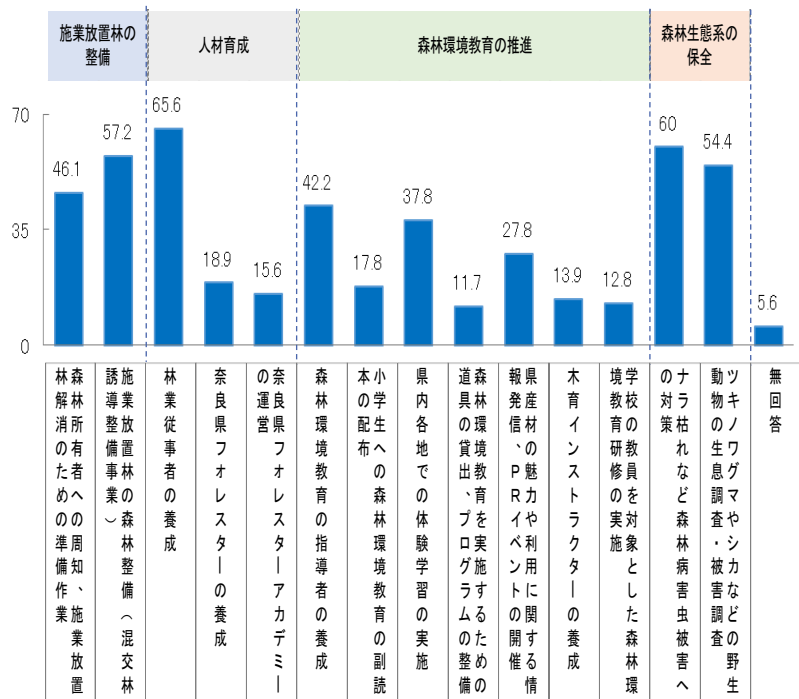


参考：奈良県森林環境税に関する県民アンケート結果③

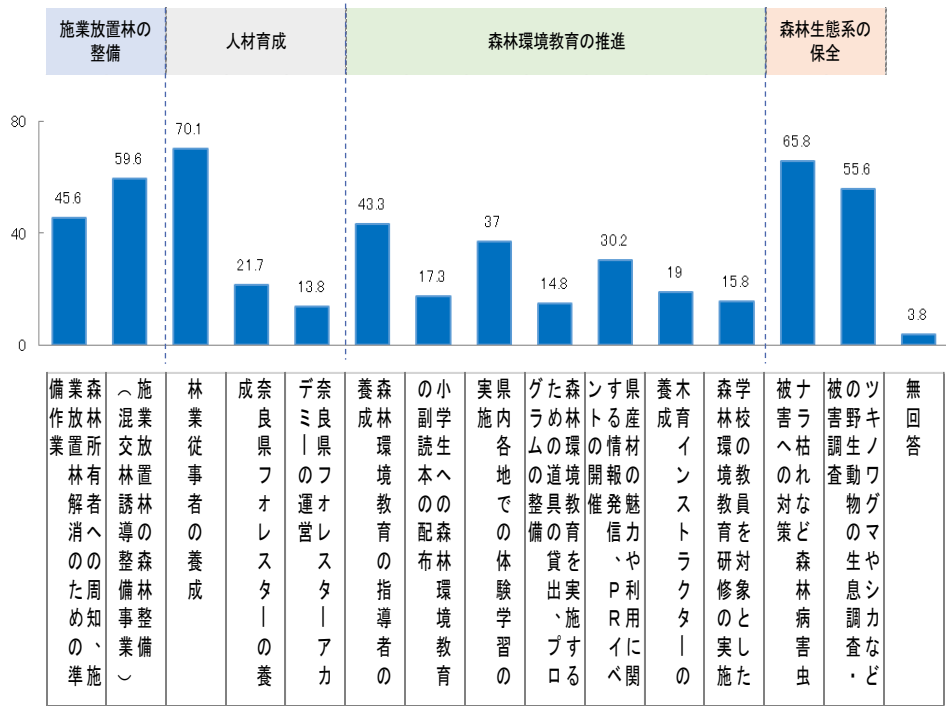
◆森林環境税を利用して継続して取り組むべきと考えているもの

⑧企業、個人ともに、林業従事者の養成を最も重視しており、次いで森林生態系保全や施業放置林の森林整備（混交林誘導整備事業）を継続すべきという意見が多い。

企業



個人



参考：施業放置林の定義の見直し

- 森林資源の解析技術が進歩し、森林の健全度を科学的な指標で判定することが可能になったため、従前「10年以上間伐が実施されていない森林」としていた「施業放置林」の定義を、科学的な根拠に基づく「相対幹距比」による抽出結果に置き換える
- その結果、令和5年度末の「施業放置林」推計面積は65,552ha（令和元年度末の推計面積は88,300ha）

1) 従来「施業放置林」の定義

- 「施業放置林」の定義を「10年以上間伐が実施されていない森林」とし、森林の間伐履歴をもとに抽出していた。
- 令和元年度末の施業放置林の推計は森林の間伐履歴をもとに抽出した88,300ha。

2) 航空レーザ解析の結果の活用

- 令和2年度から県が実施している航空レーザ測定の解析成果により、森林に存在する樹木の本数と樹高の把握が可能となった。
- スギ・ヒノキの人工林では本数と樹高から森林の混み具合を判定できる「相対幹距比（Sr値）」の算出が可能。

3) 「相対幹距比」による抽出

- 航空森林レーザ測定を実施した市町村から順次、「相対幹距比（Sr値）」で「**過密**」または「**超過密**」と判定される森林を「施業放置林」とする作業を進めている。

4) 令和5年度末の「施業放置林」推計面積

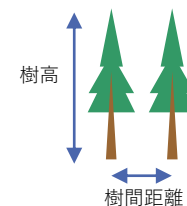
- 令和5年末の県内の「施業放置林」は「相対幹距比（Sr値）」で抽出したものが9市町村で16,380ha、森林の間伐履歴で抽出したものが25市町村で49,172ha、合計65,552haとなっている。

相対幹距比とは、上層木の平均樹高に対する平均個体間距離の割合

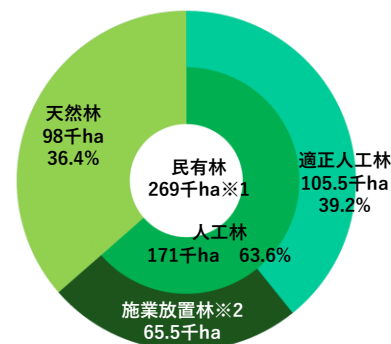
$$\text{相対幹距比 (Sr)} = \frac{(\text{樹木の個体間距離})}{(\text{上層木の平均樹高})} \times 100$$

Sr値： 17%以上20%未満…**適正**
14%以上17%未満…**過密**
14%未満…**超過密**

施業放置林

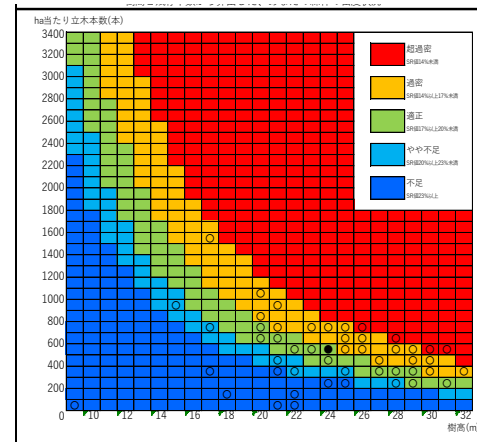


奈良県の森林の状況（R6.4.1現在）



※1 国有林を除く

※2 レーザ解析による管理状態の判定は9市町村に限る。

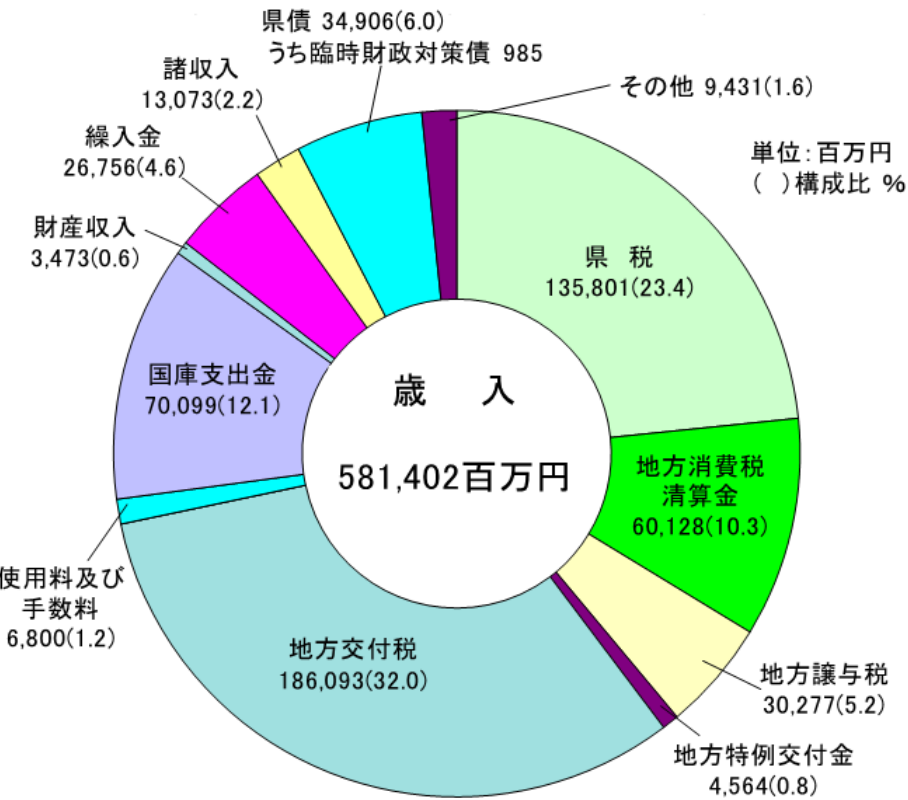


参考：奈良県森林環境税の第4期における使途事業の成果

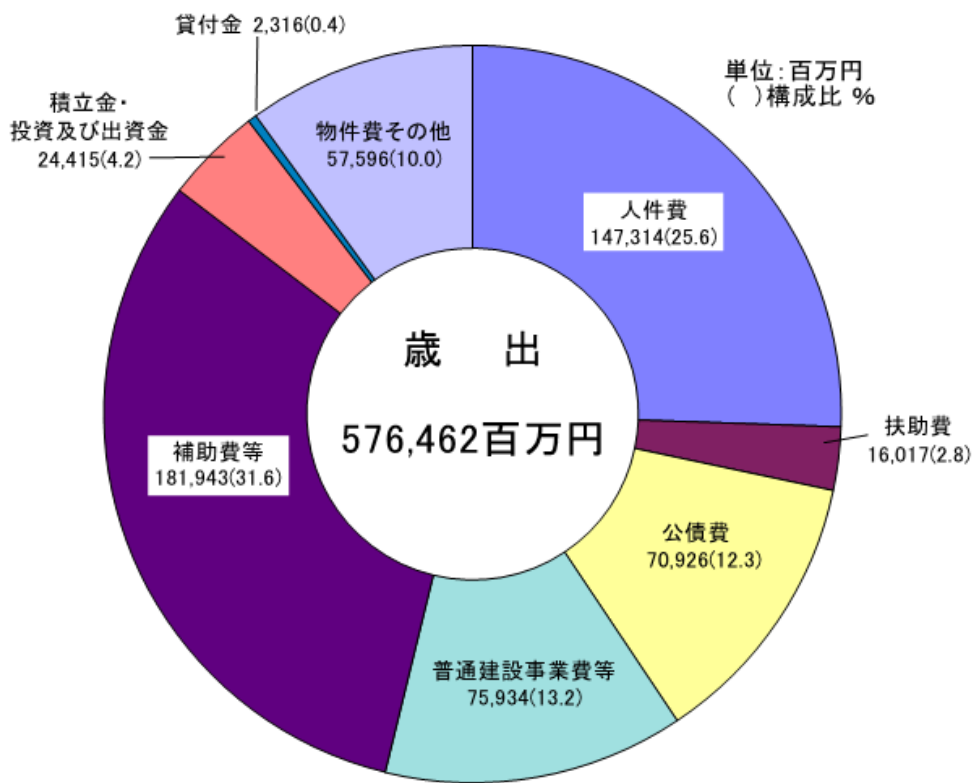
(単位：千円)

区分	事業概要	予算額				決算額				事業実績				
		R3	R4	R5	R6	R3	R4	R5	R6	事業内容	R3	R4	R5	R6
施業放置林の整備 (混交林誘導整備)	県民が生活していく上で安全・安心の確保に努めるべき区域を「森林防災力強化区域」とし、施業放置林された人工林を混交林へと誘導する	193,925	257,400	305,000	509,327	45,331	56,985	117,995	240,624	混交林整備事業整備面積(ha)	45	45	58	79
人材育成 (フォレスターアカデミーの運営)	フォレスターアカデミーを開校し、森林環境管理に関する専門的知識と技術を備えた人材を育成する	118,941	142,916	145,203	143,226	109,866	137,785	127,501	113,953	奈良県フォレスターの任命者数(人)	13	13	22	24
森林環境教育の推進	森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成を図るため、県民に対する啓発等森林環境教育を行う	35,253	35,037	35,480	39,624	21,378	26,697	27,401	31,209	森林体験学習参加者数(人)	132	729	666	681
										副読本配付数(部)	12,200	12,200	12,200	11,800
森林生態系の保全 (ナラ枯れ・獣害対策)	森林の公益的機能の低下防止のため、市町村に対するナラ枯れ被害防除補助やメスジカ有害駆除補助を行う	49,904	46,921	48,010	65,909	44,560	40,209	42,887	54,593	メスジカ捕獲頭数(頭)	6,141	6,188	5,791	調査中
計		398,023	482,274	533,693	758,086	221,135	261,676	315,784	440,379					

歳入



歳出





奈良県HPより

産業政策のパッケージ2025
～「奈良」が持つポテンシャルを最大限に引き出す～

奈良県の観光GDPの飛躍的かつ持続的な拡大を目指して

大和平野の県有地の活用

こども・子育て施策の推進
～こどもをまんなかにおき、社会全体で子育てを支援するあたたかい県民性をはぐくみます～

脱炭素社会の実現
～2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けて～

県民の命と財産を守る防災力の強化